

電気通信番号規則の一部改正について

I 改正の概要

携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別する電気通信番号（080/090）の指定を受けた電気通信事業者に対して、当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）の電気通信役務の提供を受ける利用者に関する携帯電話の番号ポータビリティの措置を義務付けることを内容とする電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の改正を行う。

II 経緯

- (1) 携帯電話の番号ポータビリティについては、平成18年11月施行の電気通信番号規則の改正により、携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別する電気通信番号（080/090）の指定を受けたすべての電気通信事業者に対して、番号ポータビリティの措置が義務付けられているところ。
- (2) 今般、電気通信番号規則において、卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける利用者の携帯電話の番号ポータビリティの措置についても、当該指定を受けた電気通信事業者に対して義務付けることとする。

III 改正案の内容

- (1) 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号（080/090）の指定を受けた電気通信事業者は、卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける利用者の双方向の携帯電話の番号ポータビリティ（卸先電気通信事業者から他の電気通信事業者への変更（第1号）、他の電気通信事業者から卸先電気通信事業者への変更（第2号）並びに当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間の変更（第3号））を可能とするための措置を講じなければならないこととする。（第20条関係）
- (2) 本改正案は、公布の日から施行することとする。（附則関係）